

山田太郎参議院議員に聞く!▶▶改訂案の問題点

C84夏コミでも国際展示場駅前で、この問題について街頭演説するなど、

「児童ポルノ防止法」問題に精力的に声を挙げている山田太郎参議院議員に話をうかがった。



まず、山田議員が「児童ポルノ防止法」に関心を持たれた経緯を教えてください。

私は会社の経営者でしたので、その関係で講演をしたり文章を書いたりしていましたから、表現の規制などには元々敏感でした。選挙のときも取り上げていますので、この問題は議員としての原点でもあるんです。

山田議員から見て、現行の「児童ポルノ禁止法」にはどんな問題があるとお考えですか？

まず、現行の「児童ポルノ禁止法」に関しては、児童を守るため、実在する児童の猥褻な写真の販売や頒布

を禁止していますが、いわゆる“3号ポルノ”という問題があります。これは何が児童ポルノに該当するのかを規定している条文で、要約すれば「児童（18歳以下）の体の全部または一部を露出し、なおかつ、それを見て性欲を刺激するもの」というような非常に曖昧なものなんです。たとえば、児童が肩を出した写真であっても、それで興奮したら取り締まりの対象になるのか？ という話なんです。実際に欧米では自分の子どもの裸の写真撮影したことで親が逮捕される事例もありました。そもそも性的に興奮することがそんなに悪いことなのかという議論もありますし、まして国家が個人の嗜好の問題まで介入して、憲法に保障された表現の自由を規制する必要があるのかという疑問もあります。

次に「改訂案」の問題点について教えてください。

現行法には“穴”があり、ネットですでに流通している写真などに対する対策が不十分だったという意見がありました。そこで改訂案には「単純所持禁止」や「ネットでのブロッキング」が盛り込まれることになりました。ところが、なぜか「漫画やアニメ、CG画像」などが児童ポルノを助長しているから、これも規制の対象にすることを検討しろという項目が入っていたのです。そもそも現実の児童（3D）を守るための法律なのに、どうして漫画やアニメ（2D）の話が出てくるのか？ これが改訂案のもっとも大きな問題点です。

今、この改訂案はどうなっていますか？

この改訂案は過去に何度も廃案になったりしているのに、しつこく出てくる。どうしても漫画やアニメを規制したい勢力がいるようなのです。現在も10月からの臨時国会で継続中ですが、法案の中では優先順位が低いことから、年内の成立は難しい状況だと思います。ただ、2014年1月の通常国会では再び出てくる可能性はありますね。

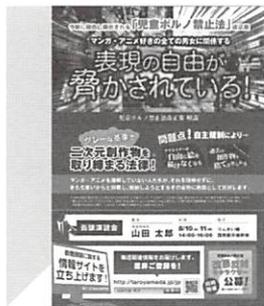
注意したいのは、この改訂案とは別に東京都の「青少年健全育成条例」のような「青少年健全育成基本法」という法律を作ろうとする動きがあることです。これは

◎山田太郎 参議院議員



1967年生まれ東京都出身。慶應義塾大学経済学部卒業後、2000年にネクステック（株）を創業し東証マザーズに上場するなど、ビジネスマンとして活躍。2012年に参議院議員となる。現在でも東京大学での講師を務めるほか、製造業に関する書籍も多数執筆する。

公式サイト <http://taroyamada.jp/>



山田議員がC84夏コミの8月10日、11日に国際展示場駅前で街頭演説を行ったときのチラシ。C85冬コミの期間にも街頭演説する予定だという。

未確認情報なのですが、11月に自民党内でこの法案を検討する調査会が開かれたようです。おそらく児童ポルノ禁止法の改訂案は「単純所持禁止」と「ネットのブロック」だけなら、すんなり通るでしょう。ですから自民党内でも「漫画やアニメの規制」部分は切り離して、「青少年健全育成基本法」に組み込めばいいんじゃないか? という流れになってきているのかもしれない。

もし、この改訂案が通ると、どのような影響があるとお考えですか? 同人誌は大丈夫でしょうか?

実は改訂案成立以前に、すでにさまざまな業界で自主規制が始まっています。出版社は危なそうなものは初めから出すなという話になるし、Webでも、すでに大手オークションサイトでは「ランドセルをしょった女の子の写りが載った商品」すらダメとしたわけです。まして単純所持まで禁止となれば、国会図書館なんて大変ですよ。昔の本をすべてチェックして破棄することなんてできないでしょう。貴重な昔の漫画や雑誌が焚書になってしまい、二度と見るができなくなる可能性もあります。

また、法律や条文は曖昧なものですから、実際に改訂案が成立したあと、捜査機関がどう動くかは誰にもわからないのも怖いですね。もし警察から同人イベントの主催者側に何らかの要請があれば、それに従って自主規制せざるを得なくなるのではないのでしょうか?

山田議員は夏コミで、この問題に関して街頭演説されましたが、反応はいかがでしたか?

非常に反応は良かったです。おそらく半分以上の方はこの問題を知っている感じでしたね。あとで、若い人から「これまで政治に関心はなかったけど、この問題はなんとかしたい」と言ってくれたりしましたし、今も毎日のようにメールやお手紙をたくさん頂いています。

ただ、この問題は世代間で感覚が大きく違うと思うん

ですよ。私は、漫画やアニメで育った世代ですし、今も大学で講義などもやっていますので20代の若者と接する機会も多いですから、彼らが自由に創作を楽しんでいるのをよく知っています。それこそ、コミケで自分の同人誌を売って楽しむようなパワーがあるわけです。それなのに、私が国会で麻生太郎議員に「どうして小説はよくて漫画やアニメはダメなのか?」と質問したら「漫画やアニメは子どもが見るからダメ」と答えたんですよ。「えーっ!」って感じでしょう? 政府は「クールジャパン戦略」とか言っているのに、彼らにとっての漫画やアニメはそんな程度のものなんです。どうしても上の世代の人たちは、自分で理解できないものには蓋をしろという話になるんですね。

この問題に対して我々にできることが何かありますか?

実はこの前の参議院選挙で、一緒に反対していた仲間がかなり落選したんですが、残念ながらしばらくは国政選挙がないんです。ですから、こうなったらもう世論に訴えるしかないと考えています。

実際、議員に対して「漫画やアニメの表現規制反対」というメールや手紙を送るのは効果があるんです。皆さんの声が多数届けば、自民党も世論を無視して改訂案をゴリ押ししにくくなります。また、これは良くないことですが、議員もすべての法案をまんべんなく理解できているわけではないんです。もしかすると、今この問題にまったく関心のない議員に、メールや手紙が大量に届けば、賛成から反対とまではいかなくても、消極的賛成程度に心変わりさせる効果はあります。



次のページに続く

ただ、20~30代の若い人は投票率が低いこともあって、議員から有権者として見てもらえないという現実があります。つまり、議員の多くは選挙に行くお年寄りの意見には耳を傾けるけれど、選挙に行かない若い人の意見はどうでもいいわけです。

ですから、まず、皆さんのお爺さんお婆さんと良く話し合っただけです。若い世代は漫画やアニメを、こんな風に楽しんでいるということを上の世代にも理解してもらえば、そもそも法律でこの問題を規制するという話にはならないんじゃないでしょうか？

最後に今後の活動予定などを教えて下さい。

この問題を知ってもらうことが大切ですので、年末のコミケでも街頭演説する予定です。まずは内容を知っていただき、賛成か反対かの判断は皆さんにおまかせします。それからもうひとつ。「みんなの党」はTPP推進派なんですけど、私自身はTPPにおける著作権侵害の非親告罪化には非常に問題があると思っていますので、この問題にも積極的に取り組んでいきます。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

準備会に聞いてみた!

この問題に対して準備会は、「今年5月に“全国同人誌即売会連絡会”の一員として反対表明しましたし、準備会の公式サイトで公開している“児童ポルノ禁止法に対する意見表明”で、反対の理由も公開しています。また、7月には高市早苗・自民党政調会長にも直接会って陳情を行っています」とのこと。

C84で米国コミック弁護基金の ブラウNSTAYN氏が講演

C84では、米国のコミックスを中心とした創作物の表現の自由を守ることに25年以上取り組んできた、コミック弁護基金の事務局長チャールズ・ブラウNSTAYN氏の講演会が開催され、300人を越える人が集まった。

まず、近年、米国で人気の日本のマンガを弁護する機会が増えており、カナダ国境で日本のマンガ画像を所持していた米国青年に対して児童ポルノ容疑立件の取り下げに成功した例が紹介された。これは、日本ではマンガの多様性が容認されていることが重要な弁護材料になったという。

また、米国で吹き荒れたコミック表現規制の結果、多くの作家が失業し悪影響を残した点を指摘。日本が同じ道を歩むべきではないと警鐘を鳴らした。さらに、日本での表現規制強化は、諸外国に対してマンガの違法性・ワケツキ性を喧伝するようのものであり、他国での表現規制を誘発する可能性が高いと説明した。

『マンガ論争』編集長・永山 薫氏に聞く児童ポルノ禁止法改訂問題

まったく予断を許さない状況が続いています。改訂案の問題点については小誌9号で詳細に指摘していますが、「うちはロリ系じゃないから大丈夫」というのは大間違い。現行法の曖昧な規定まま、マンガが検討対象に入り、近い将来、規制対象になると18歳未満のラブストーリーで「性」を描くことも、ラブコメのエッチシーンも判断が難しくなるでしょう。

しかも、先に実写の単純所持規制&性的目的所持処罰化が決まってしまうと、18歳未満のキャラのセックスシーンどころかヌードシーンのあるマンガも同じように所持禁止、性的目的の所持なら処罰ということもありえます。「知らなかった」では済まません。

TPP問題についてはP74参照

『マンガ論争』ってどんな本ですか? 永山編集長が自己紹介!

小誌は7年にわたってマンガにかかわる表現規制、著作権、経済、法律、海外事情、ネット状況などを取材し、正確な情報提供と論点整理を行ってきました。特に表現規制に関しては一貫して追跡してきましたので、興味

のある方はバックナンバーを含め活用していただけると嬉しいです。もちろんそれだけではなく、その年を振り返ったり、電子書籍マンガについて取材したり、マンガ家とお金の問題にこだわったり色々やっています。

マンガ論争の通販はこちらから!

<http://manronweb.com/mangawars/>

C85では東4ホール・ガレリア側に出品!

『マンガ論争 vol.9』

【発行】永山薫事務所・(有)福本義裕事務所発行
【編集人】永山薫・佐藤圭亮
【価格】1,000円(税込み)

